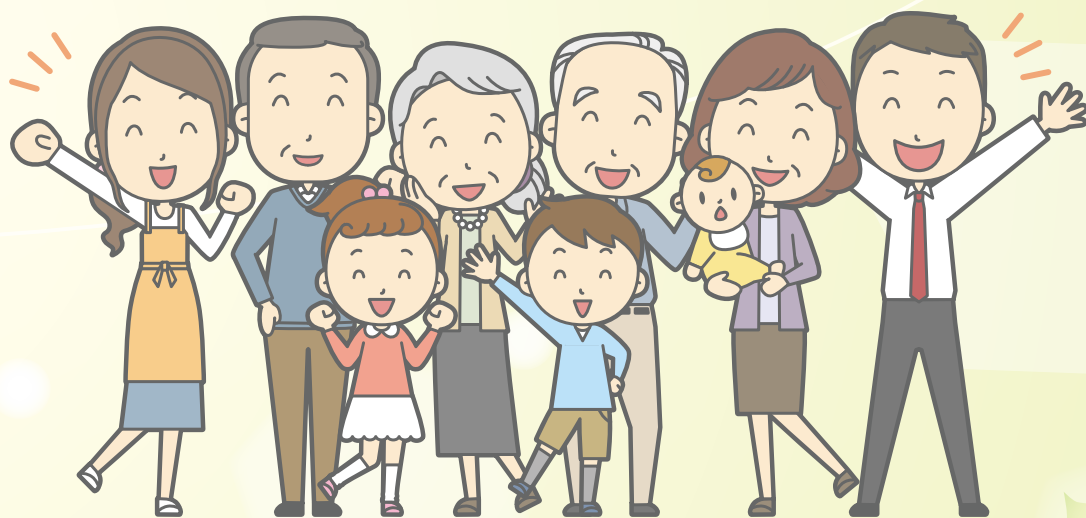



地 域 で と も に
支 え 合 う た め に

— 障がいのある方への理解を深める —





目次

はじめに

1. 視覚障がいについて P1
 2. 聴覚障がいについて P3
 3. 肢体不自由について P5
 4. 知的障がいについて P7
 5. 発達障がいについて P9
 6. 精神障がいについて P11
 7. 障がい福祉関係団体一覧 P13
 8. 福祉事務所・相談機関・保健所 P14
 9. 相談機関一覧（市町・県） P15
- 



はじめに

私たちは普段、家庭や地域、学校や職場などで、さまざまな人に支えられ、また支える側となって「ともに協力し合いながら」生活しています。

身近な地域で、見知った顔を見かけると挨拶を交わしたり、赤ちゃんの表情を見て笑顔を返したり、電車で立っている高齢者がいると席を譲ることができます。

そうした人と人との関わりはとても自然なことで、それが続いていくことが自分にとって、または周りの人にとっても安全で安心して暮らしていける地域となっていくのではないのでしょうか。

ところが、障がいがあるために伝えたいことが伝わらなかったりする方への接し方に戸惑ったり、人と違う行動をしている人を、不思議な人と感じて関わりを避けようとすることもあります。それは、障がいがあるということを知らなかったり、知っていても、関わり方がわからなかったりという理解の不足が原因であることがあります。


平成28年4月より、全ての人が障がいがあることやないことに関わらず、お互いを尊重し合える社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

障がい者という言葉は、体や心の「機能の障がい」のために、日常生活や社会生活を送るうえで制限を受ける方のことを指しますが、「機能の障がい」があっても何らかのサポートがあって、生活に支障が出なくなれば、あえてその人を障がい者という言葉で括る必要はなくなるのではないのでしょうか。「機能の障がい」が原因で、その人をサポートする道具や、誰かの手助けが無く、制限を受けてしまう状態を「社会的障壁」と言い、新たに施行された法律では、その「社会的障壁」を誰かが無理をすることなく取り除くことを「合理的配慮」と言います。

この資料は、障がいがあることやないことに関わらず、誰もが安全で安心して暮らしていける地域をめざして、まずは障がいというものを知っていただくために作成しました。まずは知り、身近な暮らしの中で無理をすることなく、自然なサポートや関わり方を、この資料からご理解いただけましたら幸いです。

平成30年2月

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会



1. 視覚障がい



生まれつき（先天性）や病気、事故により、メガネやコンタクトで矯正しても視力や見える範囲などが十分に改善されない状態をいいます。まったく見えない、ほとんど見えない状態のほか、ぼやける、まぶしくて見づらい、見える範囲が狭い、特定の色がわかりづらいなど様々な状態があります。

音や手で触れることなどで周囲の情報を得ることが多く、一人で移動することが困難だったり、不安を感じる場合があります。

こんなことに困っています

- 慣れていない場所で、一人で移動することは困難です。
- 点字ブロックの上に、ものや自転車を置かれるとわからなくなります。
- タッチパネル式の機械はうまく操作できないことがあります。
- 音が出ない信号機では、自動車やまわりの人の靴音を聞いて、信号が青になったか判断することがありますが、ときどき信号無視をする人がいて、その人の靴音につられて横断しそうになることがあります。



〔白杖SOSシグナル〕

視覚障がいのある方が外出の際、周囲の助力を求める必要がある場合に、白杖を頭上50cm程度に掲げることでサポートを求める意思表示を行っています。

こんな配慮をお願いします

困っていたら、「誘導」をお願いします

点字ブロックが無いところでは、方向がわからず困ることがあります。「何かお手伝いしましょうか？」とひと声かけて、相手の方の意思を確認したうえで、相手の半歩前に立ち、肘の上を握ってもらい、ペースに合わせて歩いてみてください。突然体に触れられると驚きますので、まず、前方から話しかけてみてください。



道案内は

道や方角を教える場合は、左、右、前、後の方向を使って案内しましょう。「あちら」「こちら」などの抽象的な表現は役に立ちません。「20センチ右」「9時の方向」など具体的に説明したり、手で触れたりしながら説明しましょう。

ほじょ犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）への理解をお願いします

ほじょ犬は障がいのある人の生活のお手伝いをするパートナーであり、公共施設、公共交通機関（電車、バス、タクシー等）、不特定かつ多数の人が利用する民間施設（商業施設、飲食店、病院、ホテル等）等では受け入れの義務があります。ほじょ犬への理解も併せて障がい者への配慮をお願いします。また、同伴しているほじょ犬は仕事ですので、気をひいたりさわったり食べ物等を与えたりしないでください。

2. 聴覚障がい



聴覚障がいには、ほとんど聞こえない場合や聞こえにくい場合があります。聞こえにくい場合では、補聴器などで音を大きくすることで聞こえ方が回復する「伝音性難聴」と、聞こえにくさに加え、補聴器などで音を大きくしても言葉を意味のある音として聞き分けにくい「感音性難聴」とがあります。

また、生まれつき（先天性）のものと、事故や病気で途中から聞こえなくなる中途失聴があります。

補聴器を付けるなどしている方でも、聞こえ方はその人によって異なるため、その人に合ったコミュニケーションの方法を確認することが重要です。

こんなことに困っています

- 外見ではわかりにくいいため、周囲の人に困っていると気づいてもらえないことがあります。
- 放送や呼びかけ、クラクションなどに気づかず事故にあう恐れがあります。音による伝達手段では気づかない方がいることを知ってください。
- 先天性や中途障がいなどの違いによって、「手話」「筆談」「口話」などコミュニケーションが異なります。
- 聞こえないため情報を得られないことがあります。
- 補聴器を付けていたり、こちらが話したことに相づちを打つなどをすると会話が理解できていると思われることがありますが、部分的にしか聞こえていなかったり、口の動きを読んでいることもあります。重要な情報は、書いて確認するなどの方法が必要です。
- 手話を主なコミュニケーションの方法としていると、「～しないことはない」などの複雑な言い回しや、微妙な表現が伝わりにくいことがあります。



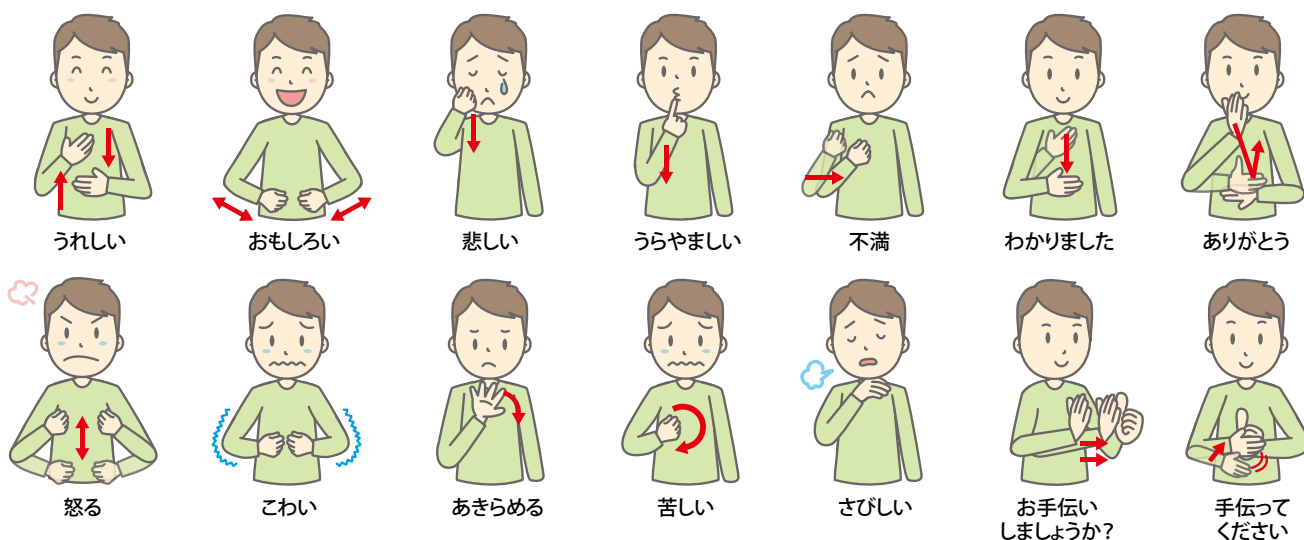
[耳マーク]

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

こんな配慮をお願いします

相手にあったコミュニケーション方法を取りましょう

乳幼児期から手話を主なコミュニケーションの方法として習得する方もいますが、中途失聴の方は手話を習得していないことがほとんどです。相手によってコミュニケーション方法が異なることを理解し、筆談（互いに文字を書き、意思を伝え合う方法です。）や、口話（相手の口の動きを読みとる方法です。非常に集中力が必要なため、短く簡単な表現で話してください。）、聴力利用（補聴器などで会話ができる方もいます。普通の声の大きさでゆっくり話すことで伝わります。）など複数の手段があることを知ってください。



[手話一例] ほんの一例ですが、知っておくことで気持ちが伝わることもあります。

メールやファックス、掲示などの手段で伝えてください

電話等で本人確認やお知らせをされることがありますが、聴覚障がい者には伝わりません。重要な情報はメールやファックスを使う、お店や病院などでは整理番号で順番を視覚的に表示するなどの方法で情報を伝えてください。

地域の中で

急な電話連絡や、災害等の非常時にサイレンや誘導の案内が聞こえないということがあります。普段から、地域の中でコミュニケーションをとることで、いざというときに重要なことを伝えることができます。どんな方法をとれば日常生活の中で当たり前になることができるかということを地域で考えてみませんか。

3. 肢体不自由



事故や先天性の病気などが原因で、神経に損傷を受け、欠損やまひ、筋力低下などがある状態です。そのため、階段や少しの段差の上り下り、文字を書いたりお金の扱いなどの細かい作業が難しい場合があります。

また、読むこと、書くこと、話すこと、聞くことが困難だったり、記憶力の低下がある場合もあります。

普段の生活の中で困難な面もたくさんありますが、適切なサポートにより、色々な活動に参加しやすくなります。



こんなことに困っています

- 車いすでの移動や車やバスへの乗り降りの際、十分なスペースがないために移動が困難なことがあります。
- エレベーターが設置されていない会場などでの講演や研修などには参加できません。
- 席を用意されていても机と車いすの高さが合わないことがあります。
- 言葉がうまく出ないために、わかったふりをされたり、子どもに話すような接し方をされることがあります。

こんな配慮をお願いします

車いす使用者への配慮

段差の移動や、高いところや低いところにあるものを取ることが難しい場合があります。困っていそうなときには「何かお手伝いしましょうか？」と積極的に声をかけ、できる範囲でのサポートを心がけましょう。

車を利用する方もいます。車から乗り降りする際は、広いスペースが必要となるため障がい者等用駐車場を空けておくとともに、その左右のスペースにも自転車や車を停めないなどのマナーを守りましょう。

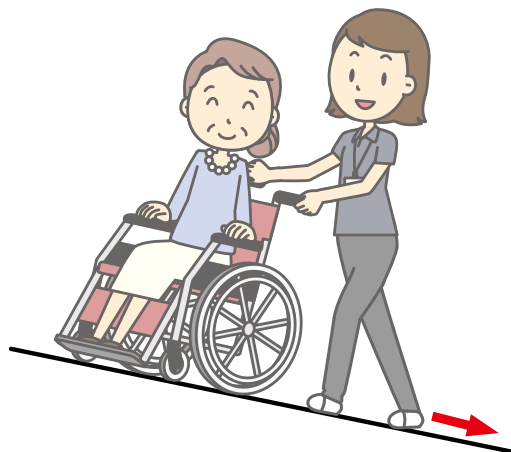
また、立った姿勢で話をされると相手を見上げなければならないので、疲労や威圧感を感じることもあります。話をするときは、少しかがんで目線の高さを合わせることで、気楽に会話ができます。

ほとんどの公共の施設において、エレベーターが設置されるようになっていますが、そこへの道のりが狭かったり、混雑していて階の移動などにとまどっている方がいれば、エレベーターへの誘導や、優先して乗車できるように案内してください。



【段差を上るとき】

ティッピングレバーを踏み、ハンドルを下に押し下げることで、キャストが上がり、前に進むことができます。



【坂を下るとき】

前のめりで落ちないように、後ろ向きで一歩一歩ゆっくり下りましょう。

相手の思いを確認してください

手足や口・舌などのまひにより書くことや話すことが困難で、自分の意思を伝えるにくい人もいます。聞き取りにくい場合は、わかったふりをせず、一語一語をきちんと確認してください。

細かい作業に時間がかかることがあります

お店でお金を出すなどの細かい作業をするときに時間がかかってしまうことがあります。本人も迷惑をかけまいと焦ったり、緊張して余計に時間がかかることもあります。「大丈夫ですよ」「よろしければお手伝いさせていただきますか」など相手が安心できる接し方をしてください。

4. 知的障がい

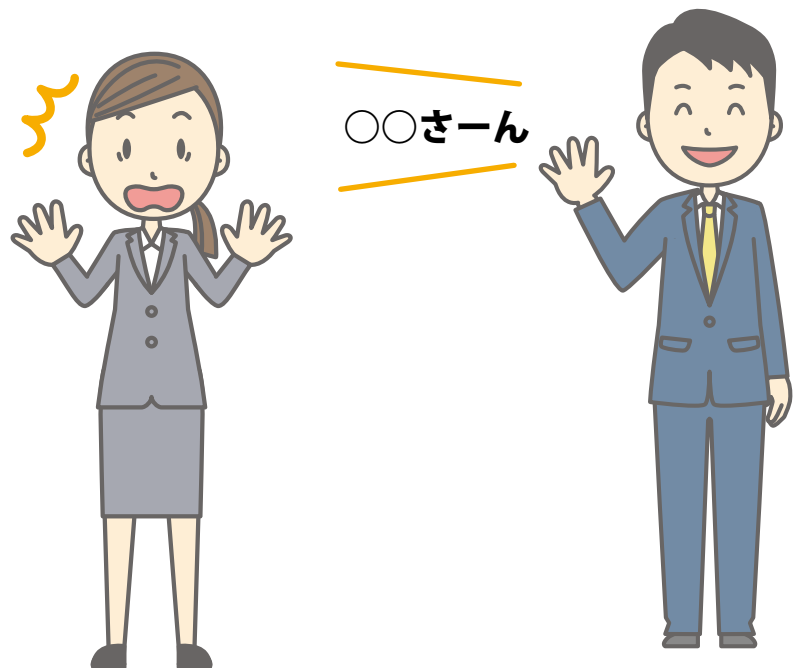


おおむね18歳ころまでに知的機能の発達に遅れがあらわれ、複雑な事柄や文章・会話などの理解や、おつりなどの日常生活における計算などで戸惑うことがあります。

少し話をしただけでは障がいを感じさせない方もいますが、自分の気持ちを上手に表現できなかったり、落ち着きがなかったり、経験したことのないできごとや急な予定の変更などへの対応が難しい方がいます。

こんなことに困っています

- 複雑で抽象的な言葉は、難しくて混乱してしまいます。
- 子ども扱いされると嫌な気持ちになります。年齢に応じた接し方をしてください。
- 突然、大きな声で話かけられるとパニックになることがあります。



こんな配慮をお願いします

ゆっくりとわかりやすい言葉で

何かを伝えるときは、一度に多く言わず、ひとつずつ、わかりやすい言葉で話をしたり、絵や図などを使って相手がどのように理解しているか確認しながら話しましょう。理解が十分でないようであれば繰り返すことも大切です。

あいまいな言葉ではなく、具体的な動作で

「きちんと」「だいたい」などの表現や、数や量などの抽象的な思考が苦手な方もいます。あいまいな表現は避け、例えば「5」まで数を数えられる方であれば、「5個を4組作ってください」と伝えたり、絵や図入りのマニュアルを備えるなどで作業能率が上がる場合があります。

危険な場面を見かけたらやさしく声をかけましょう

「赤信号でも渡ろうとする」「車が来ているのに避けない」などの危険であることがわからなかったり、誰かに助けを求めることができない場合があります。大声で注意などをするとパニックを起こすこともあるので、落ち着いてやさしく声をかけ、危険であることを知らせましょう。

判断は苦手ですが、決めるのは本人です

本人に関する手続きや、生活に関することなどで、複雑に考えたり、考えた結果判断して行動に移すなどということが苦手です。また、中には幼い頃から周囲が判断してきた経験などから、本人のことについて誰かが決めてしまうことがあります。

周囲の人はできる限り、「○○の選択肢はこうなるよ」「△△の選択はこうなるよ」等とわかりやすく提示して、本人が納得できる方法を本人が決めるということが大切です。

5. 発達障がい



優れた能力を発揮することがある一方で、集中力が続かない、コミュニケーションを取ることが苦手など、一生懸命にやっても、勉強や仕事でつまづくことがあります。

また、物事を要領よくスムーズに進めることが苦手なので、「やる気がない」「何を考えているかわからない」などの誤解をされます。

これらは本人の努力が足りないのではなく、脳の機能障がいによるものなので、周囲の理解と環境調整が必要です。

最近では、早期からのサポートがある一方で、大人になってから障がいが発見されることが増えています。

こんなことに困っています

- ひとつのことにじっくり取り組むことが苦手です。
- 反対に、ひとつのことに集中することが得意で、色々なことに同時に注意することが苦手です。
- 思いついたことを突然言ったり行動したりしてしまい、周囲が戸惑ってしまうことがあります。
- 相手の表情やその場の雰囲気を読み取るのが苦手です。
- 遠回しな言い方やあいまいな表現が理解できず、言葉通りに受け止めます。
- 人の話し声や機械の音、照明など日常のふつうの音や光をととても強く感じてしまい、ストレスとなる方がいます。
- 漢字がなかなか覚えられない、簡単な計算ができないなど、特定のことが苦手です。

こんな配慮をお願いします

こまめな休憩が必要な方がいます

長時間集中することが苦手な方には、勉強や作業の時間を短くして、間に休憩を入れながら取り組むことが大切です。

説明するときは、文字や絵や写真を使って

たくさんのことを伝えるときには、言葉で伝えるだけでなく文字や絵などを書いて説明し、後で見返すことができるようにしてください。

「暗黙のルール」では理解できないことがあります

雰囲気やニュアンスで分かってもらおうとせず、理由や具体的な方法などを丁寧に説明してください。

まずはじっくりと耳を傾けてください

唐突な発言や行動があった際は、まずは、きちんと話を聞き、必要に応じて、訂正や修正をしてあげてください。

苦手なことは道具を使って補いましょう

書くことが苦手な方には、タブレットやスマートフォン、計算が苦手な方には、電卓など、本人の苦手なことを補助する道具を使うよう促したり、提案してください。

指示やお願いは、具体的に、わかりやすく

あいまいな説明や指示が伝わらないことがあります。「部屋を綺麗にしてください」を「服を洗濯機に、本を本棚にしまつて掃除機をかけてください」などと具体的に説明することで理解しやすくなります。また、職場などではマニュアルを作成しておくことでミスの防止もできます。

見え方や聞こえ方などがストレスとなることも

人によって、蛍光灯が点滅しているように感じたり、人が多い所では雑音を多く感じてしまい、隣の話が聞こえず、中には混乱してしまう方もいます。部屋の明るさや周囲の環境に気を配ることも大切です。落ち着いて過ごすために、照明を暗めにしたり、作業や学習に集中するためにヘッドホンを使用している人がいます。

6. 精神障がい



精神疾患のために日常生活や社会生活がしづらくなる状態をいいます。

精神疾患には、発症初期や調子を崩した際に、幻覚・妄想・思考の混乱などがあり、慢性期には、意欲の低下・感情や表情の起伏が乏しくなる「統合失調症」があります。

そのほか、憂うつ・自分を責める・興味や関心がなくなる・集中力に欠ける・熟睡できないなどの症状があるうつ状態や、気分の高ぶり・イライラ・口数が多い・浪費・不眠などの症状のあるそう状態が現れる「気分障がい」などもあります。

こんなことに困っています

- 疾病名からどのような病気なのか正しく理解してもらいにくいです。
- 症状ははた目から見えにくく、ぼんやりしている、怠けているなどの印象をもたれ、障がいが理解されにくいことがあります。
- 季節の変わり目などに急に体調を崩すことがあり、周囲の人に理解されず、拒否的な対応をされることがあります。
- 疾病によって落ち込んだり、無気力になって身の回りのことが出来にくくなります。
- 服薬を中断したりすると、不眠やイライラなどが起こり、再発することがあります。



こんな配慮をお願いします

疾患や障がいに対する正しい理解をお願いします

特に精神障がいにおいては、聞きなれない疾病名や気分の波があるため、周囲から敬遠されがちになることがあります。正しい服薬や、規則正しい生活をする事で改善しやすいので、まず周囲の人が障がいに対して理解を示し、本人に安心感を与えることが重要です。

無理な励ましはストレスとなることがあります

病気になり、周囲の対応も変わり、イライラや不安感など気分も不安定な中で、本人はそれまで通りの生活を送りたいといった焦りなどを感じている場合があります。周囲が過度に励ましたりすることがストレスとなり、病状を悪化させることもあることも理解してください。

説明はゆっくり、具体的に、簡潔に

長い説明やあいまいな説明をすると、要点を聞き逃したり、自分なりの誤った理解をしてしまい、会話が成立しなかったり、不安になることがあります。わかりやすさを一番に考えながら話をするとうスムーズです。

つじつまが合わない、会話が成立しないときは

その日の体調によって、何度も同じことを繰り返したり、内容がはっきりしないことを言うことがあります。しかし、まずじっくりと耳を傾け、「つまり〇〇ということですか？」などと本人の意図を代弁してあげたり、どうしても会話が成り立たないときは、「あなたのことを良く知っている〇〇さんと一緒に話を聞かせてもらえませんか」などと誘ってみるのも効果的です。

7. 障がい者関係団体（平成29年4月現在）

団体の名称	郵便番号	所在地	電話番号
(公財) 香川県身体障害者団体連合会	760-0017	高松市番町1-10-35	087-862-3540
(公財) 香川県視覚障害者福祉協会	760-0017	高松市番町1-10-35	087-812-5563
香川県中途失聴・難聴者協会	761-8074	高松市太田上町405-1 香川県聴覚障害者福祉センター気付	087-868-9200
(公社) 香川県聴覚障害者協会	761-8074	高松市太田上町405-1 香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200
香川盲ろう者友の会	763-0093	丸亀市郡家町552-10（大西宅）	0877-28-5480
音訳ボランティア・かがわ	760-0017	高松市番町1-10-35 県視覚障害者福祉協会内	087-812-5563
香川喉友会	761-0301	高松市林町1120-6（西村宅）	087-866-5854
(一財) 高松市身体障害者協会	760-0055	高松市観光通2-8-20	087-831-7515
(公社) 日本オストミー協会 香川県支部	769-2517	東かがわ市三殿673-1	0879-24-3089
日本ダウン症協会香川支部	761-8002	高松市生島町399-100（橋本宅）	087-882-6689
特定非営利活動法人 香川県社会就労支援センター協議会	761-0322	高松市前田東町585-5	087-813-1420
香川県肢体不自由児者と父母の会連合会	761-2101	綾歌郡綾川町畑田731-1（中山宅）	087-877-2228
香川県地域活動・就労支援事業所連絡協議会	761-8057	高松市田村町390-1	087-867-3193
特定非営利活動法人 香川県知的障害者福祉協会	761-2406	丸亀市綾歌町栗熊東字吹越2213-2	0877-35-8477
香川県自閉症協会	761-0450	高松市三谷町3851	087-888-4277
香川県重症心身障害児（者）を守る会	763-0091	丸亀市川西町北488-4	0877-28-5526
特定非営利活動法人 香川県要約筆記サークルゆうあい	760-8047	高松市岡本町7137-1	087-835-6302
香川県精神保健福祉協会	760-8570	高松市番町4-1-10（障害福祉課内）	087-832-3294
日本精神科病院協会香川県支部	764-0021	仲多度郡多度津町堀江4-3-19	0877-33-2545
香川県精神神経科診療所協会	760-0052	高松市瓦町2-7-16 ソレイユ第3ビル4階 （みのクリニック内）	087-863-1155
(一社) 日本精神科看護協会香川県支部	764-0021	仲多度郡多度津町堀江4-3-19	0877-33-2545
香川県精神保健福祉士協会	761-1402	高松市香南町由佐113-1	087-879-3533
(公社) 香川県断酒会	769-0104	高松市国分寺町新居1164-3 ベルサークル101（三野宅）	090-2826-1692
香川県精神障害者家族連合会	762-0021	坂出市西庄町766-2	0877-45-6746
NPO法人KHJ香川県オリーブの会	760-0043	高松市今新町4-20	087-802-2568

出典：香川県HP 社会福祉施設等一覧 障害福祉課関係団体
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/social-w-f/pdf/27.pdf>

8. 福祉事務所・相談機関・保健所（平成29年4月現在）

団体の名称		郵便番号	所在地	電話番号
福祉事務所				
県	東讃保健福祉事務所	769-2401	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8250
	小豆総合事務所	761-4121	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-1418
	中讃保健福祉事務所	763-0082	丸亀市土器町東8-526	0877-24-9960
市	高松市福祉事務所	760-8571	高松市番町1-8-15	087-839-2333
	丸亀市福祉事務所	763-8501	丸亀市大手町2-3-1	0877-24-8805
	坂出市福祉事務所	762-8601	坂出市室町2-3-5	0877-44-5007
	善通寺市福祉事務所	765-8503	善通寺市文京町2-1-1	0877-63-6339
	観音寺市福祉事務所	768-8601	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3963
	さぬき市福祉事務所	769-2195	さぬき市長尾東888-5	0879-52-2516
	東かがわ市福祉事務所	769-2792	東かがわ市湊1847-1	0879-26-1228
	三豊市福祉事務所	767-8585	三豊市高瀬町下勝間2373	0875-73-3015
	相談機関			
県	障害福祉相談所	761-8057	高松市田村町1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内	087-867-2696
	精神保健福祉センター	760-0068	高松市松島町1-17-28	087-804-5565
	視覚障害者福祉センター	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4階	087-812-5563
	聴覚障害者福祉センター	761-8057	高松市太田上町405-1	087-868-9200
	かがわ総合リハビリテーション福祉センター	761-8057	高松市田村町1114	087-867-7686
	発達障害者支援センター『アルプスかがわ』	761-8057	高松市田村町1114	087-866-6001
	コスモス園	760-0055	高松市観光通2-8-20 高松市総合福祉会館内	087-831-4600
保健所				
県	東讃保健所	769-2401	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8250
	小豆保健所	761-4121	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-1373
	中讃保健所	763-0082	丸亀市土器町東8-526	0877-24-9960
	西讃保健所	768-0067	観音寺市坂本町7-3-18	0875-25-3082
市	高松市保健センター	760-0074	高松市桜町1-9-12	087-839-2363

出典：香川県HP 社会福祉施設等一覧 福祉事務所・相談機関・保健所
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/social-w-f/pdf/03.pdf>

9. 相談支援事業所一覧(平成29年4月現在)

	団体の名称	郵便番号	所在地	電話番号
大川	1 相談支援センター白鳥	769-2702	東かがわ市松原1387	0879-25-1188
	2 障害者生活支援センターましみず	769-2321	さぬき市寒川町石田東甲761-9	0879-43-1104
	3 生活支援センターのぞみ	769-2303	さぬき市長尾名104-4	0879-52-1351
	4 相談支援事業所 なごみっこ	769-2705	東かがわ市白鳥1192	0879-26-0126
	5 東香川障害者自立支援センター 相談所	769-2516	東かがわ市土居139-5	0879-49-0797
	6 さぬき市社会福祉協議会 障害者相談支援センター	769-2304	さぬき市昭和1050-1	0879-52-3235
	7 相談支援事業所東かがわ市社協	769-2701	東かがわ市湊1809	0879-26-1122
高松	8 障害者生活支援センターたかまつ	761-8057	高松市田村町1114	087-815-0330
	9 地域生活支援センターこだま	760-0080	高松市木太町1997-3	087-802-2660
	10 障害者生活支援センターあい	761-0322	高松市前田東町585-5	087-847-1021
	11 障害者地域生活支援センターほっと	761-0443	高松市川島東町1914-1	087-840-3770
	12 障害者相談支援センターリゅううん	761-8078	高松市仏生山町甲2436-1	087-815-5266
	13 地域活動支援センタークリマ	761-0123	高松市牟礼町原883-16	087-845-0335
	14 支援センターこがも	761-1404	高松市香南町横井551-1	087-879-0423
	15 相談支援事業所ライブサポートセンター	761-8047	高松市岡本町上新開60-1	087-815-7877
	16 相談支援事業所ハミング	760-0068	高松市松島町6-3	087-813-3591
	17 あじの里地域生活支援センター	761-0130	高松市庵治町4151-7	087-870-3506
	18 香川県立川部みどり園	761-8046	高松市川部町418	087-885-8600
	19 みき相談支援センター	761-0823	木田郡三木町大字井戸1291-1	087-898-8425
	20 障害者相談支援センターつなぐ	761-8041	高松市檀紙町八幡1452	087-814-3901
	21 生活支援センター サンサン	761-8057	高松市田村町1151-1	087-814-8280
	22 相談支援事業所 ウルカ	761-0122	高松市牟礼町大町2544-1	087-818-7700
	23 発達支援相談事業所 まつばら	761-0701	木田郡三木町大字池戸3232-1	087-898-0620
	24 相談支援事業所 おりがみ	761-0113	高松市屋島西町1350-22 中村マンション3-B	087-814-6831
	25 相談支援事業所 EVEN	761-0113	高松市屋島西町2479-21 コンドミニウム屋島301号	070-5680-0916
	26 相談支援センターたまも	761-8057	高松市田村町797	087-813-7353
	27 相談支援時事業所マックス	763-0013	高松市扇町3-8-17	087-862-1285
	28 相談支援事業所COMPASSサポート	761-8081	高松市成合町731	087-870-4808
	29 相談支援センターしののめ	760-0080	高松市木太町4302-12	087-867-3316
	30 相談支援事業所 夢	760-0076	高松市観光町588-4-302	087-802-3682
	31 えるふいっと	761-8073	高松市太田下町2311-1 前田ビル301号	080-2972-9537
	32 支援センターキラキラ	761-8074	高松市太田上町1029-5	087-880-6873
	33 高松医療センター特定相談事業所	761-0193	高松市新田町乙8	087-841-2146

		団体の名称	郵便番号	所在地	電話番号
小豆	34	きらら	761-4122	小豆郡土庄町上庄463-2	0879-62-5959
	35	オリーブ	761-4301	小豆郡小豆島町池田字下地2519-7	0879-75-2310
	36	小豆島相談支援センター ミント	761-4121	小豆郡土庄町淵崎甲2032-1	0879-64-8021
中讃	37	香川県ふじみ園(相談支援センター)	762-0081	丸亀市飯山町東坂元3667	0877-98-3163
	38	障害者生活支援センターピア	762-0024	坂出市府中町字南谷5001-2	0877-56-3070
	39	しょうがい者生活支援センターふらっと	765-0013	善通寺市文京町2-1-4 善通寺市総合会館2F	0877-64-0705
	40	中讃地域生活支援センター	762-0023	坂出市加茂町700-13	0877-56-3200
	41	相談支援事業所わかたけ	762-0025	坂出市川津町字金山1826-19	0877-59-0582
	42	医療法人社団三愛会コミュニティケアセンター指定相談支援事業所はなぞの	763-0073	丸亀市柞原町116	0877-21-5712
	43	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会	766-0004	仲多度郡琴平町榎井891-1	0877-75-1371
	44	相談支援事業所琴平社協	766-0004	仲多度郡琴平町榎井891-1	0877-75-1371
	45	相談支援事業所COMPASSサポート丸亀	763-0082	丸亀市土器町東2-75-1	0877-85-3428
	46	野の花	762-0081	丸亀市飯山町東坂元字楠見1987-1	0877-98-3945
	47	アンスル	762-0087	丸亀市飯山町西坂元1206-12	0877-56-8240
	48	相談支援事業所 アイエスエフネットライフ丸亀	763-0043	丸亀市通町115-1	0877-85-3584
	49	あいうえお相談支援事業所	762-0042	坂出市白金町3-6-27	0877-85-6102
	50	相談支援センターfine	762-0024	坂出市府中町323	0877-48-3400
	51	相談支援センター さくら木	761-2103	綾川町陶5151-7	087-876-1565
	52	坂出市社会福祉協議会 特定相談支援事業所	762-0043	坂出市寿町1-3-38	0877-59-2130
	53	相談支援事業所 in 四国こどもとおとなの医療センター	765-8507	善通寺市仙遊町2-1-1	0877-62-1000
	54	かけはし	762-0015	坂出市大屋富町3100-13	0877-47-3501
	55	相談支援事業所 案笑	762-0021	坂出市西庄町字茶園1126-7	0877-44-6778
	三観	56	障害者生活支援センター結	767-0021	三豊市高瀬町佐股乙443-1
57		指定相談支援事業所高瀬荘	767-0021	三豊市高瀬町佐股乙425-3	0875-74-7811
58		地域生活支援センターありあけ	768-0040	観音寺市柞田町甲1340-4	0875-57-5501
59		支援センターひまわり	768-0031	観音寺市池尻町292-1	0875-57-1235
60		地域生活支援センターえがお	768-0067	観音寺市坂本町1-1-6	0875-25-7752
61		地域支援センターまるやま	768-0014	観音寺市流岡町750-1	0875-23-2070

出典：香川県HP 社会福祉施設等一覧 相談支援事業所

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/social-w-f/pdf/19.pdf>





発行日 平成30年2月
発行元 香川県社会福祉協議会
作成協力 香川県障害福祉課
香川県障害福祉相談所
香川県精神保健福祉センター
香川県視覚障害者福祉センター
香川県聴覚障害者福祉センター
かがわ総合リハビリテーション福祉センター
香川県発達障害者支援センター『アルプスかがわ』